

(報告書)

## 日本中世京都における酒屋の実態についての研究

助成研究者 酒匂由紀子 (立命館大学大学院)

### 1. 研究目的

本研究の目的は、中世のとりわけ室町期の首都であった京都における飲酒文化を考察するべく、その前提として、当該期の酒の流通の様相とその変化を明らかにしようとするものである<sup>1</sup>。

室町期の京都には、「酒屋」が300軒以上も存在し、洛中洛外の方々に散在していたことが『北野天満宮史料』に所収される「応永三二年・三三年酒屋名簿」から判明している<sup>2</sup>。また、発掘調査の成果でも大規模な酒屋跡とみてとれる遺跡が出てきたことがある<sup>3</sup>。さらに、吉田元氏や桜井英治氏によって古記録から分析されている通り、この時代の公家・武家は、よく酒宴を開いており、なかには酒の飲み過ぎで命を縮めたと思われる者もいたとする<sup>4</sup>。

こうしたこともあり、この約300軒の「酒屋」が、いわばカーショップとして京都の武家・公家の酒宴における酒を供給していたと捉えられてきた。しかしながら、当時の酒販売の様子については、【資料1】『七十一番職人歌合』に描かれているように「さかつくり(=酒造り)」の女性が立ち売り(一定の



【資料1】『七十一番職人歌合』  
(東京国立博物館所蔵本)「六  
番 なへうり さかつくり」

<sup>1</sup> 当該期の酒については、佐竹家文書の『御酒之日記』に数種の酒とその製法が書かれている。これを分析した小野晃嗣氏によれば、同史料は永禄9年(1566)以前の成立とされるが、長享3年(1489)や文和4年(1355)という説もある。吉田元氏は、「日本酒火入れの初出は永禄年間『多聞院日記』だとする説が一般に広く受け入れられているが、『御酒之日記』の時代まで遡れる可能性がある」としている。(小野晃嗣「中世酒造業の発達」(同『日本産業発達史の研究』法政大学出版局1981年、初出1937年)、吉田元『京の酒学』(臨川書店、2016年))

<sup>2</sup> 小野晃嗣「中世酒造業の発達」(同『日本産業発達史の研究』法政大学出版局1981年、初出1937年)

<sup>3</sup> 2005年に京都市下京区楊梅通新町東入る上柳町にて、巨大な酒屋跡が発掘された。(「リーフレット京都」206号、2006年)

<sup>4</sup> 吉田元『日本の食と酒—中世末の発酵技術を中心に—』(1991年、人文書院)、桜井英治『室町人の精神』(講談社、2001年)

場所に店舗を構えない露天商。京都には立ち売り商売のための「立売通」も存在する)をしていたことがわかる。一方、当時の古記録から「酒屋」は、酒の売買の場面で確認できないばかりか、酒とは全く関係ない場面で登場しているのである。

他方、原田正俊氏は、禅宗寺院の研究において、その境内に「酒屋」が存在していたことを指摘された<sup>5</sup>。そうであるならば、ますます寺院境内の「酒屋」と露天商の「さかつくり」は結び付かなくなってくるのではないだろうか。

こうした研究状況にあるなかで、本研究では、室町期の京都における酒の流通の様相を史料をもとに実証的に検討しつつ、「酒屋」の実態も考察する。

## 2. 研究方法

上記の研究を進めるべく、以下の2点の視角から検討を試みた。

- 1、室町期における酒の入手とその用途
- 2、「酒屋」の実態の検討

1は、主に公家の家司（公卿の家に置かれた職員）の日記である『山科家礼記』を分析する<sup>6</sup>。公家の当主の日記は複数存在するが、その家司の日記となると、同史料以外に殆ど見つかっていない。また、同日記は、京都の経済構造が大幅に変容していく原因とされる応仁・文明の乱をはさむものである。日記からは、この時期の山科家も多くの公家の家と同様に、所領からの年貢が納入されにくくなっていることが窺える。

酒が必要な場面において、それを用意するのは、当主ではなく家司ら以下が行っていたであろうことが予想される。すなわち、酒をどのようにして入手していたのかを分析することが可能であると考えられる。

まずは、『山科家礼記』のうち、応仁・文明の乱前・中の記事から、酒を購入、もしくは贈られたなど、山科家に酒が入ってきた事例を収集する。そこから、酒の扱いについて当時の慣習を割り出すこととする。さらに同時に、どのような場面で酒を用いていたのかという民俗学的観点からの事例分析も行う。

---

<sup>5</sup> 原田正俊「中世の嵯峨と天龍寺」（浄土真宗教学研究所・本願寺史料研究所編『講座蓮如』第4巻、平凡社、1997年）

<sup>6</sup> 『山科家礼記』は、公家の山科家に仕えた家司の大沢久守・大沢重胤が記した日記。大沢氏は、山科家の執事的な立場にあった一方で、山科家領の山科郷を取りまとめる立場にあった。すなわち日記には、山科家の関係者のほか、公家、禁裏、山科郷の者らが登場する。山科家は、応仁・文明の乱時において、比叡山坂本の寺院に避難している。それによって、山科家の主家である言国や家司は、京都・山科・坂本の間を行き来し、それぞれの地の人々と関わっていくことになる。

ちなみに、『山科家礼記』は、「研究目的」でも触れた『七十一番職人歌合』の作成に関与したとされる公家の三条西実隆と東坊城和長の両人が活躍した時期に重なる史料である。すなわち、これまでの理解によれば、『山科家礼記』の時期は、酒を立ち売りにて商っていた時期であることを意味している。

2の研究は、室町期から戦国期への移行期における「酒屋」の実態を明らかにすることを目的とする。注目するのは、『山科家礼記』に登場する酒屋の「野洲」である。同日記における酒屋「野洲」が社会的にどのような職務を担っていたのかを明らかにする。

その際、野洲は山科家に酒を提供しているのかということにも注意していく。また、野洲は、応仁・文明の乱以前の東寺（教王護国寺）の史料である『東寺百合文書』に登場する。ここでは、野洲がどのような職務を担っていたのかということを中心に、当時の「酒屋」とは、社会的にどのような存在意義を有していたのかということを検討する。以上の視角から、当時の京都の飲酒文化を支えていたものは何だったのかを考察する。

### 3. 研究成果

#### 3-1, 山科家における酒の入手とその用途

応仁・文明の乱前・中の『山科家礼記』における酒の入手に関する記事、および酒を用いた場面の記事は、以下の表の通りである。なお、表には、主人の山科言国や日記の筆者である大沢久守・重胤が他家で飲酒した事例を除いている。以下、この表を用いて、問題の検討を行う。

【表1】

酒の受納・購入				
年月日	記事	入手方法	容器	贈り主
寛正4.1.1	兎もん二郎へいし一、さうのし百本、つくミ十	贈答	瓶子	地下人(家司)
寛正4.1.1	いや六へいし一、さうたこ二、こふ二八	贈答	瓶子	地下人(家司)
寛正4.1.1	二郎大郎おけたる一、ミかん五、こふ二八	贈答	桶樽	地下人(家司)
寛正4.1.2	六角町代にてかいそめあり、さけ一提、こふ、かちくり、たわら	購入	提	
寛正4.1.8	あふの御方よりたる一・あらまき一、又たる一・わさひ二そく進らせ候也	贈答	樽	
寛正4.1.11	六角町より百九十文持来候、吉書請取、かミかうとき、こふ・かちくりかい候ておき候也、それにていま町の料足にてさけかい候ていわぬ候也	購入	?	
寛正4.1.14	御かたよりの御いわぬ、さけ一ひさけ	贈答	提	
寛正4.1.14	つの国より人上候、たる一か、はい三かけ、あかかい卅(後略)	贈答	樽	地下人(領民)
寛正4.3.1	供御参、たこ一、たい一かけ、さけにこりさけ 今月まで	供御	?	地下人(供御人)
寛正4.5.1	ひろはしとのよりなゝたる一か	贈答	樽	公家
寛正4.5.10	密乗院留守これへ出来候、たる一持来候也	贈答	樽	僧侶
寛正4.5.25	本所馬にてくわせう寺(勤修寺)へ御出候、折三合・柳一荷、予盆一枚、扇一本進上、(中略)御ミやけ二御たる一かあり	贈答	(柳)	僧侶
寛正4.5.28	くわせう寺より本所へちまきの折、たる一とる、さけあり、使のしんにさけのませられ候て、つむきの小袖のおもて被下候也	贈答	樽	僧侶
寛正4.7.1	供御参、たこ三・ひたい五まい・御たる・さか月三・うすをしき十	供御	樽	地下人(供御人)
寛正4.7.5	京極の宮内卿出来候、たる一・ふな五	贈答	樽	僧侶
寛正4.9.28	郷律師、院家御使上候、御たる、百正	贈答	樽	僧侶
寛正4.10.1	供御まいる、一たる・こい二・たこ一	供御	樽	領民

寛正4.10.29	広橋殿御せんほうのしゆらいあり、本所に御出、柳一か・折二合被持候也	贈答	(柳)	公家
寛正4.12.1	供御たる一・たい一かけ・たここはい	供御	樽	地下人(供御人)
寛正4.12.4	飯尾左衛門大夫是へ出来、太刀金代二百疋、神山かもん方柳一か・さけ一尺・たい五、其外十四五人出来候	贈答	(柳)	武士
寛正4.12.19	いのうへ新左衛門耐きたる、たる一・たい一かけ	贈答	樽	地下人(内蔵寮)
寛正4.12.23	広橋殿よりとり一番・柳一か被下候	贈答	(柳)	公家
寛正4.12.26	柳原殿より柳一か・塩引一尺・たい一かけ	贈答	(柳)	公家
応仁2.7.8	嶋津二郎左衛門方よりあゆのうるか・おけ一まいらせ候也	贈答	桶	地下人
応仁2.9.1	東庄かうしや兵衛餅一盆・酒一桶持参候	贈答	桶	地下人
応仁2.9.3	野村兵衛餅一盆・酒一桶持参候	贈答	桶	地下人
応仁2.9.6	東庄老共酒一桶・こわ飯一盆打参候也	贈答	桶	地下人
応仁2.9.12	東庄衛門入道弟中務男こわ飯一盆・提一持参候也	贈答	提	地下人
応仁2.12.3	南面院御方へ柳一荷・たうふ・こんにやく武折敷進られ候	贈答	(柳)	僧侶
応仁2.12.9	北殿より酒たまふ、さかな長門守殿へ進られ候也、今夕汁在也	贈答	?	尼僧
応仁2.12.17	僧都房夕飯のさい中酒ふるまわれ候也	贈答	?	僧侶
応仁2.12.23	道妙提一・こわ飯一盆・栗一盆・こふ・干魚進上候、御酒給候、飯皆々食也	贈答	提	僧侶
文明2.10.28	東庄新右衛門入道提一・栗一斗一升持来、則酒在之	贈答	提	地下人(領民)
文明2.11.1	執当御坊女中御方へ柳一荷・鱈三進られ候也	贈答	(柳)	僧侶
文明3.10.21	先日身の留守に東庄者共出来候、三郎兵衛一貫文米代とて持来候、眞増坊より百疋、若林代とて二郎九郎十疋、彦七十疋、かもんかとくわか提壹・こわいゝくれ候	贈答	提	地下人(領民)
文明3.10.26	東林院坊主今夕本所酒被進候	贈答	?	僧侶
文明9.1.11	町より今度火事訪とて柳一荷・鱈一・こふ持之、今日ゑも二二郎町へ遣之、請取かき遣之、代百余在之	贈答(酒付)	(柳)	地下人(供御人)
文明9.1.30	松本坊御たる一、こふ持御出也、津田方二十疋被持也、大酒候也	贈答	樽	僧侶
文明9.①.2	大宅里ものとも出来、〔中略〕地下より本所へ二百文、提代三百文予二くれ候也	贈答(酒付)	提	地下人(領民)
文明9.①.3	[ ]坊柳一荷・こんにやく・こふ、今夜大酒也	贈答	(柳)	僧侶
文明9.①.5	あふミかけひ殿より本所へ御たる一・あらまき一まいる、則御たる寺家宮内卿殿たうふかへてまいらせられ候也	贈答(酒付)	樽	武士
文明9.①.8	江州宮内卿上洛、のしあらまき一・榎一荷被持来也、有酒之	贈答	提	僧侶
文明9.①.22	渡辺(源六)方桶壹・ひたい持来候、関公用事也	贈答	桶	地下人(家領代官)
文明9.2.1	西となりより元服とて鯛一懸・桶一持来候	贈答	桶	地下人
文明9.2.1	供御鯛一懸・カサメ七・一桶三十疋也	贈答(酒付)	桶	地下人(供御人)
文明9.3.29	吉阿公刀同法、柳一荷・鯛一懸持来也	贈答	柳	僧侶
文明9.4.1	供御、御提・イカ十・うすおしき十三と三	贈答	提	地下人(供御人)
文明9.4.26	予坂本へ下候、(中略)今日津田宮内卿被下候、予おそく候てあわす候也、ミやけ二柳たる一・竹子一束被遣候、二位坊へ	贈答	柳	僧侶
文明9.7.1	寺家殿参候、九郎夕飯、三位殿酒まいらせ候也	贈答	?	僧侶
文明9.7.3	予坂本より御構へ上、(中略)飯賀二鮎三遣之、うちへもゝ一つゝミ進候也、本所へ酒まいらせ候也	贈答	?	地下人(家司)
文明9.7.20	津田方出来候、酒まいらせ候也	贈答	?	地下人(土豪)
文明9.10.9	いまちのうをうり女七八人、おけ一・たい一かけもちきたる	贈答	桶	地下人(供御人)
文明9.11.13	自坂本東庄入部、七郷よりむかいあるへきよしをしたい申とて、大宅人ばかり少々七郷人もぬけぬけ二むかい二出来候也(中略)政所へ予ミやけ提壹。こふ・百疋、これへ出来の方々の中二榎之あるなく、大津さかやたる壹・あらまき壹・おとハの新ゑもん柳一か・あらまき一・西山進藤三十疋、地下のおとなさげくれ候也	贈答	提	地下人(領民)

### 3-1-1、酒の容器

表1にみえる酒は、主に以下の種類の容器に入れられていることがみてとれる。

- ・樽(たる・こむか)：日記に見える酒の容器で、最も大きいものが樽である。形は桶に類似し、蓋のあるもの。単位は「荷」である。
- ・柳：現在「柳樽」といえば、柳の白木で作り、たがを二つかけた柄付きの平たい樽で、婚礼などの祝儀に用いるものを想起する。しかし、この時期の「柳」に関しては、以下

の史料などを用いた研究がある<sup>7</sup>。

中興新左衛門尉家俊申柳桶六星紋事、於家俊一類者用之处、近年猥非分之輩付此紋云々、太無謂、所詮、速可令停止之、若又有相統子細者、可明白之由候也、仍執達如件

(文明十年) 四月十七日

(布施) 英基 判

(松田) 貞康 判

酒屋中

上記の室町幕府連署奉書の傍線部によれば、「柳」とは、「六星紋」が付いた「柳桶」を使用した物を指していることがわかる。しかも、文明10年(1478)頃において、その紋は、中興新左衛門尉家俊の「一類」が独占的に使用することを幕府から認められていたものであったことがみてとれる。ここから、当時の「柳」は、幕府公認の特別な酒であったと解釈されている。すなわち、現在の柳樽とは価値感も含めて異なるものであったといえる。

一方で【表1】によれば、『山科家礼記』では「柳」を「桶」ではなく「樽」と書き分けている事例も見受けられる。つまり、「柳」の容器は一種類のみであったと限らなかったことが考えられる。

- ・桶(こが・おけ)：桶状の容器。酒造の際にも使用する。
- ・提(ひさげ)：鉉と注ぎ口のついた、鍋に似てやや小形の金属製の器を指す。
- ・銚子：『文明本節用集』(室町期の辞書)によれば、「提子」と同意であることが示されている。同辞書において「提子」は「ひさげ」と記載されている。すなわち、これも提と類似の機能を持ったものと考えられる。
- ・瓶子：酒を入れて注ぐのに用いる。『七十一番職人歌合』における「さかつくり」の女の後ろに描かれている酒容器を指す。すなわち、酒の立ち売りにおいては、小分け売りが主で、瓶子がその容器として使用されたものの一つということになる。

以上が『山科家礼記』にみえる酒の容器である。「提」以下は、小分け用の容器となる。これらを踏まえた上で、次に、それぞれの容器を用いる者の身分に注目する。

### 3-1-2, 酒の容器と身分

<sup>7</sup> 河内政芳「柳酒屋について」(同『中世京都の民衆と社会』2000年、思文閣出版、初出1992年)。その他、『日本国語大辞典』の「柳樽」の項においても「柳」が京都の酒屋の屋号であったと説明がなされている。

表1を確認すると、「柳」以外は、酒を持参した者の身分によって扱う容器が異なることがわかる。「柳」に関しては、次のような事例がある。例えば、寛正4年(1463)12月23日条をみると「広橋殿よりとり一番・柳一か被下候」と、山科家が広橋綱光から鳥1羽と「柳」を受け取っているが、すかさず「別当御局へとり一番・わさひ二束・柳一か進上」と、贈られた鳥と酒を禁裏の女官へ贈っていることがわかる。『山科家礼記』からは、樽および「柳」を受け取ったら、即座に別の相手へ贈るといった使いまわしをしていることがわかる記事が多い。こうした行動について、日記にはとりわけコメントが付されていないことから、おそらく他の公家の家でも行っていた可能性がある。とすれば、「柳」は人から人へ廻っていくものであったとも捉えられる。とすれば、他の公家から山科家に贈られてきた樽や「柳」は、元々誰がどのように入手したものなのか不明であるといわざるを得ない。

「樽」は地下人が持参する例もあるものの、僧侶が持参する例が多い。注意したいのは、物資や財政が乏しくなる応仁・文明の乱中において酒を持参できているのが、ほとんど僧侶のみに絞られてくることである。

次に桶や提、瓶子であるが、これは、ほぼ地下人以下によってもたらされていることがわかる。地下人は、提や瓶子など、樽に比べて少量の酒といえる。注目すべきは、先載した「さかつくり」の図にみえる容器は、桶や瓶子であったことである。つまり、地下人が持参する少量容器の酒は、露天商の「さかつくり」から購入していた可能性が高い。一方で僧侶は、桶・提・瓶子の容器で酒を持参していない。

さらに、応仁・文明の乱勃発以降、地下人は酒そのものではなく酒代を持参していたことにも注目したい。さらに、山科家でも乱中においては、酒を用意できず、年貢納入者に酒を振る舞うところを、酒代(銭)を渡すことで済ませている事例もあった。これらのことから、乱により京都・および京都周辺において、それまで地下人が購入し持参していた少量容器の酒は、入手困難になっていたとみてとれる。おそらくそれは、乱やその後も続く戦乱によって「さかつくり」が商売できなくなっていたのではないかと考えられる。

したがって、当時の京都における酒は、大きく三通りに分けられる。一つ目は、贈答用の「柳」、二つ目は、僧侶がもたらす「樽」、そして三つ目が地下人が購入する酒にあたる「さかつくり」の酒である。

### 3-1-3, 酒の性質

ここで、当時の酒の性質を日記から読み取り、酒の入手と利用の背景を探っていきたいと思う。まず、酒の贈答を受けた場合であるが、二通りの行動が見受けられる。

その一つ目は、文明9年(1477)1月30日条に「松本坊御たる一、こふ持御出也、津田方二十疋被持也、大酒候也」とあるように、受け取ったその日に飲んでしまうというもの

である。また、もう一つ目は、3-1-2でも確かめたように、酒の贈答を受けて直ぐに他人へ贈答してしまうというものである。どちらにしろ、酒を受け取ったその日、もしくは翌日に何等かの形で消費していることがわかる

次に酒を分配している例をみてみよう。この事例は、応仁2年（1468）5月25日条である。

今朝長門守殿・山田新左衛門方・将監・予・忠英・中務所在之間、竹子汁・中酒予仕候也、弥五郎方竹阿同前、弥六・猿法師、飯、弥三郎・二郎大郎・次郎五郎酒のませ候也、中務所一銚子、政所衛門一銚子遣也

記事からは、大沢久守（長門守）以下が集まり、筍の汁を食べながら地下人らが集会をしていることがわかる。ここで目を引くのが、この集会の酒肴を用意した大沢重胤が、集会の終了時に会場となった中務の所と、欠席していた政所へわざわざ銚子で酒を渡していることである。翌日以降に再度食事の場にてこの酒を出すわけではなく、酒を使用したその日のうちに分配しようとしていることがみてとれる。このことから、酒は手早く消費すべきものであったと見受けられる。

また、先述した文明9年（1477）1月30日条の「大酒候也」のあとには、実は「後山門へ上也、提二・やまのいも・たうふ被持也」という記事が続く。やはりこれも酒盛りで使用した酒を提に移し替え、山門の僧坊へ贈っていることからして、その日のうちに酒を使用しきってしまったおうとしていることが窺える。

こうしたことから、当時の酒はすぐに消費せねばならないものであったことを看取できるのである。いうなれば、当時の酒は、足の早いものであったということであろう。

#### 3-1-4、酒の購入と用途

当時の酒の足が早かったということを念頭に置きつつ、当時の人々が、どのような時に酒を利用しなくてはならなかったのかを検討したい。表1からは、公家や僧侶が山科家を訪問する際に酒を持参することが多かったことが窺える。一方で、山科家がわざわざ酒を用意せねばならなかったのはどのような場面であったのだろうか。

応仁・文明の乱以前の寛正4年（1463）において、山科家が酒を用意した事例を表2にまとめた。この表からは、下女、山科家傘下の商人（蛤売り）、僧侶、主家の親戚（北殿）、そして家司大沢氏の一族（同名丹州）など、その身分にかかわらず山科家を訪問してきた者には酒と何らかの肴でもてなすことが当時の習慣であったことがわかる。この他にも、主家の客として公家が訪問してきた場合や、年貢を納入してきた者に対しても酒で接待をしている例がある。



この習慣は、物資の入手が困難になる応仁・文明の乱中やそれ以後も続いている。このことは、中世において、酒が自ら楽しむための嗜好品というより、もてなしのために必要な道具の一つだったといえる。

そのほか、節句などの家の行事において用意する酒もある。こうした行事の酒肴は、主家が家司らへふるまうものということもあり、山科家財政から支出されている<sup>8</sup>。

【表 2】

寛正4.1.1	本所面々礼二是へ出来候、(中略)下女以下者共出来候へハ、もちいさけにていわみ候也
寛正4.4.11	同名丹州十疋持来候、酒在之、あふき一本、はうちやう一
寛正4.4.25	はまくりうり、はまくり出候、又かいはまくりちと出候、さけのミ候
寛正4.4.25	大澤庵はうす出来候、こふき一、さけあたへ候也
寛正4.3.3	本所の面々出来、さけあり
寛正4.3.14	本所の面々くゝりてさけあり、又連歌あり
寛正4.6.9	郷律師出京、本所にてさけあり
寛正4.8.26	是へしそん院殿御出、五百文かき被持候、さけあり
寛正4.9.6	りんかなたけはなの左衛門大夫二貫文、せいしかさけ
寛正4.9.6	せんさう与四郎、彦六郎、郷殿出来候也、もちいさけ
寛正4.10.21	本所へ北殿・御庵皆々御出、天心にてさけあり

### 3-2, 「酒屋」の検討

3-1 によって、『山科家礼記』を記した大沢親子を含む地下人以下が利用していた、いわゆるカーショップは、洛中洛外の「酒屋」ではなかったことが浮かび上がってきた。当時の身分社会において、公家の食事や宴会の用意のために買いものをしていたのは、当然ながら公家の家に勤務する地下人以下の身分の者である。すなわち、当時の食事や面会の場に出されることが多かったのは、「さかつくり」の酒であった可能性が高い。

一方で、「柳」や僧侶が持参してくる「樽」は、いわば上級身分への贈答品であったといえそうである。しかしながら「柳」は「柳酒家(屋)」で製造されていることが判明しているのに対し、僧侶が持参してくる「樽」の酒は、どこで製造されていたのかよく判っていない。

そこで想起されるのが、従来から研究に取り上げられてきた「僧坊酒」の存在である。僧坊酒とは、研究史上で寺院や僧坊において製造された酒を指す。

#### 3-2-1, 洛中洛外の寺院と酒

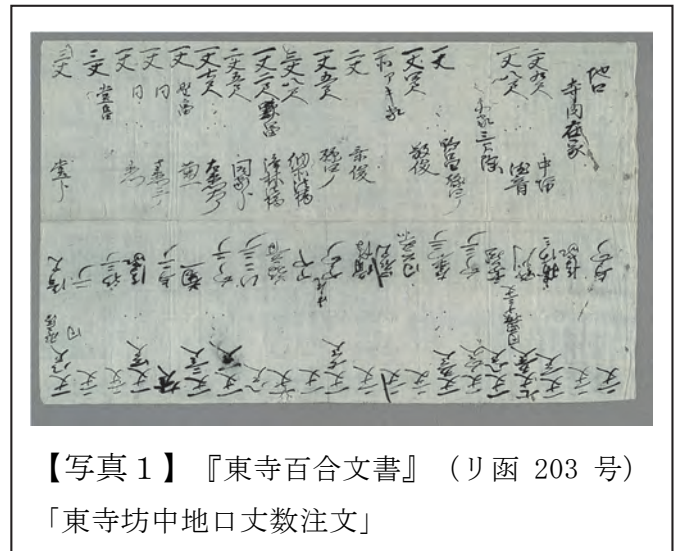
<sup>8</sup> 酒匂由紀子「中世の節供について - 祇園社を中心に -」(『立命館文学』647号、2016年)



小野晃嗣氏の研究において、当時、京都外には僧坊酒が存在したということが明らかにされている。このことを踏まえて、禅宗寺院の研究を進めている原田正俊氏は、「応永三十二年・三十三年酒屋名簿」にみえる嵯峨の酒屋の在所が天龍寺境内にあたることから、やはり寺院と酒屋との間に何らかの関係があったと考察されたのは、先に述べた通りである。

他方で、洛南の東寺には、【写真1】のような古記録がある<sup>9</sup>。この古記録は、文明18年（1486）に東寺が同寺境内に居住する僧侶や在家らへ地口銭（住民税のようなもの。家の間口の大きさに額がきまる）を賦課したときの在家分の額をあらわしたものである。ここに、室町幕府が酒屋役を課していた酒屋のなかに含まれている「野洲」がみえる。

この史料からは、多くの「寺内在家」の間口が一丈～二丈であったのに対し、野洲は、間口七丈五尺という、圧倒的な大きさの住居を構えていたことがわかる。この間口の大きさからして、ここが酒蔵だった可能性は高いと考えられる。ここで製造された酒が、東寺の僧侶らに使用されていたことはないのだろうか。



【写真1】『東寺百合文書』（リ函 203号）  
「東寺坊中地口丈数注文」

### 3-2-2, 他国の酒

先述の小野氏の研究において、「僧坊酒」が取り上げられているのだが、とりわけ有名な僧坊酒は、大和国（奈良県）の興福寺や興福寺大乘院末寺の正暦寺、中川寺のものとされる。応仁・文明の乱直後に将軍に就いた足利義尚が、正暦寺の酒を特に好んでいたことがよく知られているほか、京都の東寺では、御前酒を「奈良酒」にすることが話し合われている例もある。

これまでみてきた『山科家礼記』や同日記の筆者の主人である山科言国が執筆した『言国卿記』からは、応仁・文明の乱直後あたりの記事より、他国の酒として頻繁に確認できるのが「奈良酒」のほか「大津タル」「百済寺タル」「鯰江酒」等である。この「奈良酒」は、先述した正暦寺の酒等の大和国産のものを指していると想定される<sup>10</sup>。また、大津タル以下は、全て近江国の地名である。大津は、山科家が乱中に避難していた坂本からほど近いところで、やはりここも延暦寺の膝元に位置するため、僧坊が多い。他方、百済寺は、現東近江市の鯰江に存在することから「百済寺樽」と「鯰江酒」が同じものを指している

<sup>9</sup> 京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書 WEB より転載

<sup>10</sup> 吉田元『日本の食と酒—中世末の発酵技術を中心に—』（1991年、人文書院）

とみてとれる。

こうしてみると、大和のみならず近江においても、酒が寺院で製造されていたことが窺える。注目すべきは、「大津タル」にしる「百済寺タル」にしる、樽を容器に使用している点である。すなわち、3-1-2 で判明したように、樽酒は僧侶が扱うものであったということを踏まえるならば、場所は異なっても僧坊酒は樽を容器にしていたとみえる。

すなわち、僧侶によって僧侶以外の人々に渡っていた樽酒のうち、他国の樽酒が、応仁・文明の乱後に目立つようになってきているということになる。

### 3-2-3, 応仁・文明の乱後の他国の酒

これまで、山科家の家司らが小分けの容器で露店の「さかつくり」から酒を買っていったであろうことを考察してきた。しかし、前節で述べたような他国の酒が日記上に確認されるようになった後に、以下のような記事までも現れるようになる。まずは、長享2年(1489)年5月3日条である。

しやうふ三十三文、ねしやうふ三文、ちまきのさゝ四十八文〈四十八〉、はむ二すち四十文、さけ大つたる一代百五十文、五日用

この記事から、家司が大津樽を端午の節句用に 150 文で購入していることがわかる。また、同年同月8日の記事には、

今夕五十嵐方・四郎兵衛、人夫二人、大津提二、代此方下行、チマキ百文、からなつとう十六文、ほしいゝ持候也

とあり、「大津酒」を樽ではなく、小分け容器である提にて購入していることが窺える。これらのことから、地下人である家司ら地下人によって酒を購入していること、しかも「提」で小分け売りされるようになってきていることが確かめられる。

### 3-2-4, 手作り酒

これについては、既に吉田元氏<sup>11</sup>も指摘されていることだが、応仁・文明の乱後の山科家家司らは、酒をみずから製造することも行っている。文明10年(1478)11月8日条には、「手作ノ酒口ヲアケ各ニ酒アリ、予ノム也、目出了」、また、延徳3年(1491)9月23日条には、「収納酒米水ニ今日入候、六斗五升ニテツクル」とあり、酒を自ら製造することまでも行っていた。こうした記事は、乱以前にはみられなかったものである。

<sup>11</sup> 吉田元『日本の食と酒—中世末の発酵技術を中心に—』（既出）

いずれにしろ、前節も合わせれば、応仁・文明の乱以前よりも乱後は、酒を入手することが困難な状況になっていたことがみてとれる。

### 3-2-5、応仁・文明の乱後の洛中洛外の「酒屋」

では、酒の入手が困難になっていた応仁・文明の乱後において、京都の「酒屋」はどうしていたのだろうか。先述した野洲は、『言国卿記』において、以下のような段階を踏み、「禁裏御倉」となっている。「禁裏御倉」とは、天皇に従属する倉庫である。

- 1、 内蔵寮頭を代々務める山科家と関係を持つ
- 2、 山科言国に贈物
- 3、 山科言国に三条西実隆を紹介してほしいという
- 4、 三条西実隆に知仁親王（後の後奈良天皇）の生母である、新大納言典侍局（勸修寺藤子）を紹介してほしいという
- 5、 新大納言典侍局の被官になる
- 6、 新大納言典侍局に御倉となることを口入してもらう
- 7、 禁裏御倉就任

山科家は野洲と関係を持ってから、野洲に文書類や、作成中の天皇の服の保管を委託するようになる。また、三条西実隆の日記である『実隆公記』を確認すると、やはり、野洲と関係をもつようになってから、家の文書類を野洲に預けるようになっている。

ここで、応仁・文明の乱中から「禁裏御倉」になっている者を確認すると、乱中に御倉であった辻、最後に御倉となっている多（おおの）以外の、大橋・立入・中興・津田・長谷川は、野洲も含めて皆が酒屋であったことに気付く<sup>12</sup>。また、伊勢神宮の「御倉」になった酒屋も存在する。

そうした酒屋の野洲も山科家へ挨拶に来る時には、「野洲礼ニ柳一荷両種持来也、則対面」（『言国卿記』文亀2年（1502）1月7日条）や、「野洲御倉柳一荷両種持来、対面杯出酒在之」（『言国卿記』文亀2年8月1日条）といったように、野洲の倉の酒ではなく「柳」を持参している。これは、身分の高い山科家への贈答として「柳」を選択している可能性もある。しかし、野洲の倉で製造した酒を、酒不足で困っている山科家の家司らが購入している様子は確認できない。

これらのことから、応仁・文明の乱後における京都の酒屋の多くは、京都内に酒が不足してきている状況にもかかわらず、酒販売に力を注いでいたとは考えにくい。なぜなら、京都の酒屋で酒を調達できるのならば、先に例をみたように、家司らは、他国へ酒を購入しに向いたり、みずから酒を造る必要もないからである。一方で、京都の酒屋は、倉庫業としての活躍が目立ってくるようになっていたと見受けられる。他にも、乱後における京都の酒屋

<sup>12</sup> 禁裏御倉については、奥野高広『皇室御経済史の研究』（畝傍書房、1942年）に詳しい。

が新たに行っていた業務が存在した可能性がある。それについては、今後の課題としたい。

#### 4. 考察

応仁・文明の乱前の世に出回っていた酒の種類は、おおよそ 3 種類であった。一つが贈答用の特別な酒であった「柳」である。また、僧侶から贈答されるのは「柳」のほか「樽」が多かった。そしてもう一つが、露店で売られていた「さかつくり」の酒である。これは、提や瓶子などの容器を用いて量り売りされていたことが窺い知れる。

史料から、当時において酒は、ただの嗜好品だったのではなく、訪問者へのもてなしとして必需品であったことがわかった。一方で、当時の酒の足ははやかったと看取できることから、必要分だけの酒をこまめに入手していたと考えられる。

提示した表からも窺い知れるように、僧侶は、訪問先に酒を持参することが通例だったこともみてとれる。しかも、彼らが「樽」を持参している事例は、思いのほか多い。

他方で、彼ら僧侶の所属した寺院と公家の関係は、公家にとっての菩提寺や門跡寺院として、また荘園経営における代官等と多岐に亘るわけである。とすれば、僧侶用に大量の酒を供給していた所が必ず存在したはずである。

そこで考えられたのが、京都やその近郊にも僧坊酒が存在したのではないだろうかということである。傍証としては、寺院境内に酒屋やその住居が存在したことなどがあり、寺院と酒屋の間に特殊な関係が存在したと考えられる。また、応仁・文明の乱勃発によって、地下人が購入していた「さかつくり」の酒が京都から消えたのに対し、僧侶の持参する「樽」酒は消えることが無かったのは、これまでみてきた通りである。

しかも、公家や家司の日記に「酒屋」から酒を購入した記事が見当たらないのは、これらの「酒屋」の酒が「酒屋」において一般へ販売されたものではなく、寺院・僧侶が人間関係を円滑にすべく用いていたものだったのではないだろうか。

とすれば、室町期の「酒屋」は、リカーショップの意味なのではなく、寺院内の建物で、さしずめ酒蔵をあらわす言葉だったということになるだろう。この点については、今後も検討していくつもりである。

#### 5. 結論

室町期の京都には、「酒屋」が 300 軒以上存在したが、それはいわゆるリカーショップとして機能していたものなのではなく、「酒屋」と呼称される建物であり、その多くは寺院にあったと考えられる。それらはおそらく、寺院内の酒蔵のようなものだったのだろう。これらの酒の多くは、寺院、もしくは僧侶が贈答用として使用していたと見受けられる。一方で、リカーショップとしての意義を果たしていたのは、「さかつくり」のような露天商であった。

応仁・文明の乱をはさみ、こうした状況に変化があった。一つは、「さかつくり」を利用していた公家の家司など地下人層が自ら酒を製造するようになったことである。もう一つは、京都外の地域の寺院が製造した酒が京都に流入していたことである。

そうしたなか京都の「酒屋」は、応仁・文明の乱後の酒不足の状況において、酒の小売をしている様子が見られず、むしろ倉庫業としての活躍が目立つようになった。したがって、中世の京都における「酒屋」は、酒販売をする商人を示すものではなかったといえる。

この「酒屋」は、実は神社領内にも存在する。しかし、そうした「酒屋」に対する税は、延暦寺等の寺院が徴収している例が多い。このことから、神社領内の「酒屋」を寺院内の「酒屋」と区別して捉えるべきなのかどうか、今後考察していきたいと思う。

他方で、室町期の京都において、酒は、公家や武家らがただ良い気分になるもの、人と楽しく過ごすものという意味のほか、家の行事に必要であったり、使者や年貢納入者へ与えたりしなければならないものという意味を持っていたことが判ってきた。当時の京都における飲酒文化を解明していくには、この点について掘り下げていく必要があると思われる。今後の課題として取り組んでいこうと思う。

## 6. 引用文献

奥野高広、『皇室御経済史の研究』、畝傍書房、1942。

河内政芳、「柳酒屋について」、『中世京都の民衆と社会』、思文閣出版、2000、初出1992。

桜井英治、『室町人の精神』、講談社、2001。

原田正俊、「中世の嵯峨と天龍寺」、浄土真宗教学研究所・本願寺史料研究所編『講座蓮如』第4巻、平凡社、1997。

吉田元、『日本の食と酒－中世末の発酵技術を中心に－』、人文書院、1991。

吉田元、『京の酒学』臨川書店、2016。

酒匂由紀子、「中世の節供について－祇園社を中心に－」、『立命館文学』647号、2016。

## 7. 英文アブストラクト

Study on actual situation of the “SAKAYA” in Middle Ages Kyoto, Japan

It is said that many “SAKAYA” (=the liquor shop) existed in a past study in Kyoto of the Muromachi era. Furthermore, in this study, it is said that there were having drunk the liquor that there are many a court noble and samurai families of the Muromachi era, the person who drinks liquor too much again, and has died.

On the other hand, it is said that “SAKAYA” was a moneylender. They were open in the finance business using the money which they gained of by liquor business.

However, I was not able to confirm the state that “SAKAYA” old liquor to when I confirmed an old diary.

Therefore, in this study, I examined that “a liquor shop” in Kyoto of the Muromachi period was what. Specifically, I set the problem that who prepared liquor how. In addition, “SAKAYA” set any problem whether was made to work. I wanted to clarify these problems.

When a little liquor was necessary, as a result of study, the people at the time bought it at the stall of the town. In addition, they obtained it by transfer from a temple when a large quantity of liquor was necessary. Furthermore, there seemed to be “SAKAYA” in a temple. In other words, I think that “SAKAYA” pointed at one of the storehouses in the temple. Thus, I think that “SAKAYA” at the time is not a thing with a meaning same as a current liquor shop.